

江東区児童相談所基本構想 (素案)

令和 5年 6月



目 次

I	基本構想の策定	1
1	基本構想策定の目的	1
2	基本構想の位置づけ	2
II	本区の児童相談行政の現状と課題	3
1	体制の現状	3
	・子ども家庭総合支援拠点	4
	・子ども家庭支援センター	4
	・保健相談所	4
	・都児童相談所	4
	・児童発達支援センター	4
	・教育センター	4
	・青少年交流プラザ	4
2	児童虐待の現状	6
3	子育て家庭への支援事業	8
4	要支援児童等への支援事業	9
5	母子保健対策	10
6	課題及び解決の方向性	12
III	基本方針	14
1	本区が目指す児童相談体制	14
2	児童相談所と一時保護所の組織と職員	18
3	一時保護所	22
4	予防的支援の拡充	24
5	社会的養護	25
6	児童相談所設置市事務	29
	用語解説	31
	参考資料	34
	江東区児童相談所移管推進会議 委員一覧	34
	江東区児童相談所移管推進会議 専門部会 部会員一覧	34
	有識者検討会議 委員一覧	35

I 基本構想の策定

1 基本構想策定の目的

全てのこどもは育つ環境等の違いに左右されることなく、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどが保障されていなければなりません。

これまで、江東区では、地域における子育て支援拠点として子ども家庭支援センターの拡充に取り組み、また、こども未来部養育支援課と南砂子ども家庭支援センターが、要保護児童対策地域協議会の関係機関と連携を密に取りながら児童虐待の未然防止に取り組んでまいりました。

しかし、こどもを取り巻く環境に目を向けると、児童虐待、貧困、ひきこもり、障害や発達に心配のあるこどもへの支援、自己肯定感の低下など、課題が複雑化、多様化しており、こどもたちが安心して健やかに成長していけるよう、切れ目のないきめ細かな支援が急務となっています。

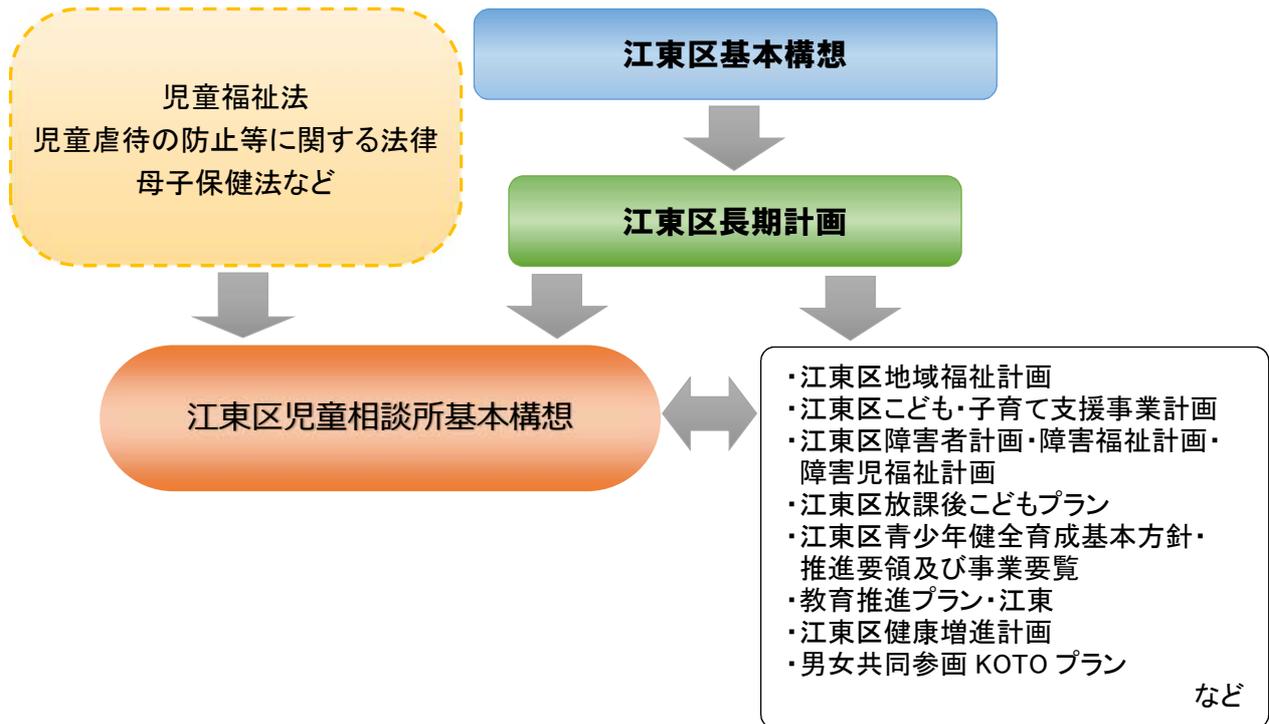
このような中、平成28年6月の児童福祉法改正で、特別区も児童相談所を設置することができることになり、本区においても児童相談体制の一層の充実を図り、こどもの最善の利益を確保するべく、庁内に江東区児童相談所移管推進会議を立ち上げ、児童相談所の設置に向けた検討を進めることとなりました。

この基本構想は、こどもを取り巻く現状と課題を整理するとともに、住民に最も身近な相談窓口として、虐待の未然防止や早期発見、虐待の初期対応から在宅支援、親子の再統合支援や特別養子縁組などのパーマネンシー保障、児童の自立支援まで、一貫した支援体制の構築に向け、江東区が新たに設置する児童相談所の基本方針や考え方を示すものです。今後、この基本構想を基に、基本計画の策定、基本設計・実施設計、具体的な体制整備の検討に取り組んでまいります。



2 基本構想の位置づけ

基本構想は、児童福祉に関する各法令や政策を踏まえつつ、区の最上位計画である「江東区基本構想」及び「江東区長期計画」と整合を図るとともに、区の関連する各行政計画と連携を図ります。



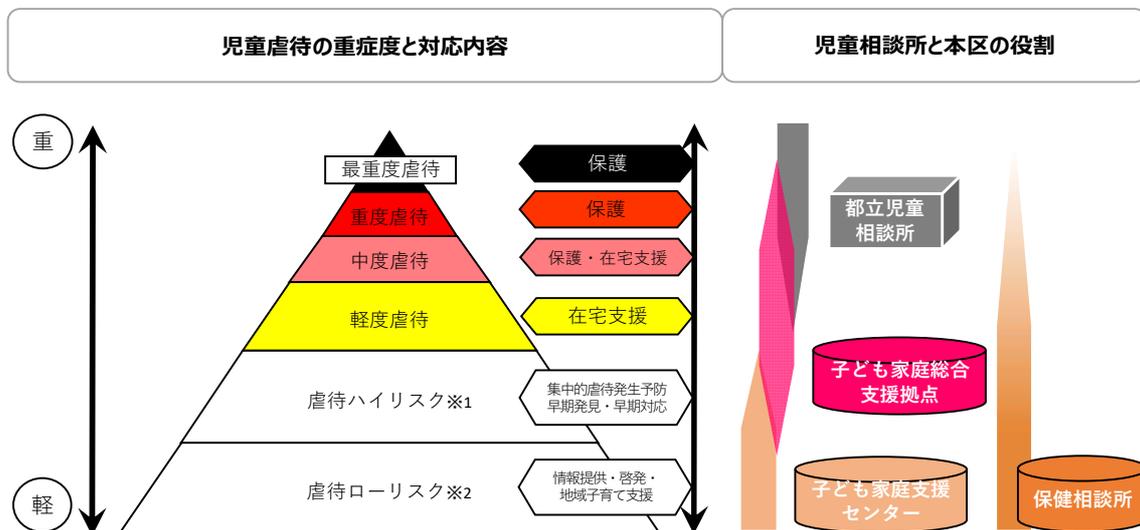
II 本区の児童相談行政の現状と課題

1 体制の現状

平成16年の児童福祉法改正により、児童虐待への対応が区市町村の業務として位置づけられて以降、これまで東京都の児童相談所と区養育支援課及び南砂子ども家庭支援センターが連携、役割分担をしながら対応しています。

また、保健相談所をはじめ、様々な区の関係機関が連携し、各種支援サービスを活用しながら妊娠期から子育て期にわたり、こどもと家庭を支援しています。

【虐待の重症度等と対応内容及び各機関の役割イメージ(現状)】



※1 虐待ハイリスク：育てにくいこどもや家庭基盤に問題があるなど、今後放置しておけば虐待が発生する可能性がある育児困難を抱える世帯群。

※2 虐待ローリスク：育児に課題を抱えていることもあるが、自己解決力があり、時にはサポートを受けながら育児を行っている世帯群。

子ども家庭総合支援拠点

〈区内1か所〉

区養育支援課＋南砂子ども家庭支援センター

区養育支援課と南砂子ども家庭支援センターを合わせ、令和2年4月に子ども家庭総合支援拠点として位置づけ、こどもと家庭に関する総合的な相談、実情の把握、調査、訪問等のソーシャルワーク業務を担っています。主に虐待ハイリスクから中程度虐待を対応しています。

支援サービスとして、こどもショートステイ事業や養育支援訪問事業、子育てスタート支援事業、児童家庭支援士訪問事業を実施しています。

南砂子ども家庭支援センターは社会福祉法人が指定管理者として運営しています。

子ども家庭支援センター

〈区内8か所〉

深川北、豊洲、有明、住吉、東陽、亀戸、大島、南砂

保護者と乳幼児が交流する子育てひろば、広く子育てに関する相談や情報提供、育児負担の軽減を目的としたリフレッシュひととき保育など、身近な地域の子育て支援拠点として、区内8か所に設置し、地域できめ細かな支援を行っています。

令和3年度に、地域での見守りが有効と判断したご家庭を対象に、アウトリーチ支援を行うことで虐待を未然に防止する取り組みを一部の子ども家庭支援センターでモデル的に実施し、令和4年度から区内全域で実施しています。全8か所とも社会福祉法人が指定管理者として運営しています。

保健相談所

〈区内4か所〉

深川、深川南部、城東、城東南部

平成28年度に子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）に位置づけられています。

新生児全戸訪問や定期健診など母子保健業務を担い、特定妊婦や要支援の乳幼児など子ども家庭総合支援拠点・子ども家庭支援センターと連携しています。

都児童相談所

児童相談所は、こどもに関する家庭等の相談に応じ、適切な援助を行い、こどもの福祉の向上を図るとともに、こどもの権利を擁護する機関です。区と連携をしながら主に重度虐待を対応しています。

江東区は江東児童相談所が管轄しています。令和元年度までは江東区・墨田区・江戸川区の3区を管轄していましたが、令和2年4月からは、江戸川区児童相談所開設に伴い、江東区・墨田区の2区を管轄しています。

児童発達支援センター

児童福祉法に基づく児童発達支援等を行う専門療育機関で、こども発達センター「塩浜 CoCo」、こども発達扇橋センター「扇橋 CoCo」などがあります。保護者の相談やこどもへの個別又はグループでの指導を行っています。

教育センター

ワンストップ型教育相談を実施しており、学習・学校生活・不登校・性格や行動、子育て相談・その他教育相談に対応します。また、不登校児童・生徒の自立を支援する適応指導「ブリッジスクール」も実施しています。

青少年交流プラザ

ひきこもりや不登校をはじめ、概ね15歳から40歳未満の方の幅広い悩みに対し、個別面談、電話相談、居場所づくりなどのサポートを行う「こうとうゆーすてっぷ（青少年相談）」を実施しています。

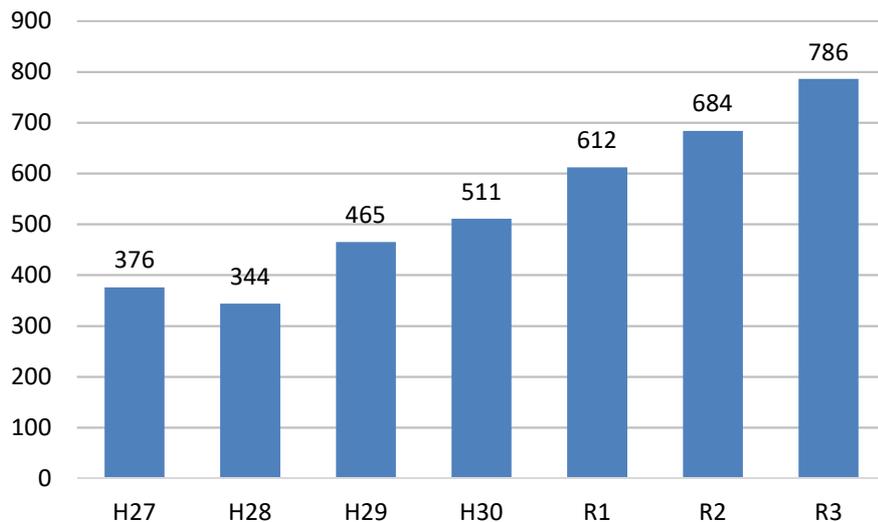
【関係機関の設置状況】



2 児童虐待の現状

子ども家庭総合支援拠点の児童虐待受理件数は、区養育支援課と南砂子ども家庭支援センターの虐待対応部門を合わせた件数です。東京都江東児童相談所の児童虐待受理件数は、管轄する区域のうち江東区分です。いずれも増加傾向が続いています。

(1) 子ども家庭総合支援拠点の児童虐待受理件数



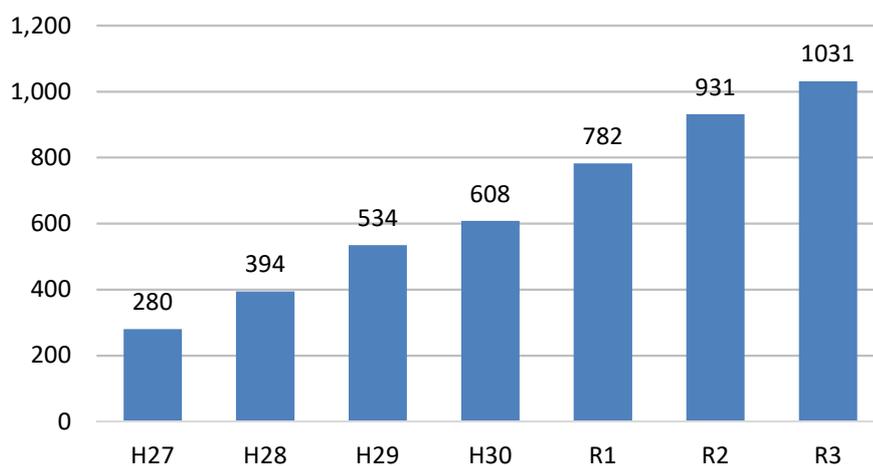
子ども家庭総合支援拠点の児童虐待通告(相談)件数・受理件数

		年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
通告 (相談) 件数	区	区	413	413	464	511	543	499	611
		南砂	402	514	573	637	678	676	745
	計		815	927	1,037	1,148	1,221	1,175	1,356
児童虐待 受理件数	新規	区	175	153	173	196	269	333	322
		南砂	201	191	292	315	343	351	464
	計①		376	344	465	511	612	684	786
	継続	区	158	192	152	123	158	255	314
		南砂	118	135	101	165	152	313	312
	計②		276	327	253	288	310	568	626
合計①+②		652	671	718	799	922	1,252	1,412	

(参考) 子ども家庭総合支援拠点の養育困難受理件数

		担当	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
養育困難 受理件数	新規	区	55	42	66	57	75	59	72
		南砂	41	91	88	92	62	76	96
	計①		96	133	154	149	137	135	168
	継続	区	35	60	46	56	53	67	65
		南砂	39	37	47	62	88	66	83
	計②		74	97	93	118	141	133	148
	合計①+②		170	230	247	267	278	268	316

(2) 東京都江東児童相談所の児童虐待受理件数



3 子育て家庭への支援事業

本区では、虐待ハイリスクから中程度虐待の対応を子ども家庭総合支援拠点（区養育支援課と南砂子ども家庭支援センター）で行い、虐待ローリスク層への支援を子ども家庭支援センターで行っています。

ここでは、子ども家庭支援センターの活動の現状のほか、社会福祉協議会の取り組みを紹介します。

(1) 子ども家庭支援センターの利用状況

子育てひろば利用状況

(令和3年4月～令和4年3月)

	深川北	豊洲	有明	東陽	大島	南砂	合計
こども	4,850	4,486	6,277	5,758	4,220	3,904	29,495
親	4,383	4,102	5,893	5,230	3,995	3,422	27,025
計	9,233	8,588	12,170	10,988	8,215	7,326	56,520

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、定員制や事前予約制とするなどの感染症対策を行い、運営。ボランティアについても、受け入れの休止や人数制限を実施。

子育て相談

(令和3年4月～令和4年3月)

	深川北	豊洲	有明	東陽	大島	南砂	合計
相談件数	1,231	474	588	1,227	769	728	5,017
相談者数	1,086	474	588	1,029	627	653	4,457

※新型コロナウイルス感染症対策を行い、通常どおり運営。

リフレッシュひととき保育利用状況

(令和3年4月～令和4年3月)

	深川北(8)	豊洲(8)	有明(8)	東陽(16)	大島(10)	南砂(12)	合計(62)
予約延人数	1,562	1,260	1,124	2,617	2,235	2,083	10,881
利用延人数	1,253	982	936	2,064	1,778	1,635	8,648
利用延時間	3,649	2,825	2,702	5,949	5,175	4,633	24,933
保育日数	242	235	242	238	241	242	

()内数字は定員数

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による感染症対策のため、定員枠を半分から8割程度に限定し運営。

(2) ファミリー・サポート事業

区内で育児の手助けができる人と育児の手助けを必要とする人からなる会員組織で、子育て家庭の仕事と育児の両立、一時的な育児支援を図ることを目的とする事業です。

江東区社会福祉協議会に委託しており、令和4年3月末現在で利用会員4,337人、協力会員686人(うち両方に登録103人)、活動件数は1ヶ月平均397件程度となっています。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言発令中は登録説明会や活動を休止。

4 要支援児童等への支援事業

前述したように、本区では、虐待ハイリスクから中程度虐待の対応を子ども家庭総合支援拠点で行い、虐待ローリスク層への支援を子ども家庭支援センターで行っています。

ここでは、子ども家庭総合支援拠点で対応するケースを主な対象（こどもショートステイは一部を除き一般利用も対象）とした支援事業の現状を紹介します。

（1）こどもショートステイ事業

核家族やひとり親世帯の子育ての負担軽減を目的として、保護者が病気、出産等で家庭において一時的にこどもの養育ができないときに、宿泊を伴ってこどもを預かっています。また、育児上のストレス等からこどもに適切な対応ができない保護者に対し、一時的にこどもを預かることで子育て負担を軽減し、児童虐待を未然に防ぐこともねらいとしています。利用対象児童は、区内に住所を有する生後7日目から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童です。平成29年度より地域の協力家庭でショートステイを行う在宅型を開始し、令和2年度より乳児院で生後7日目から満2歳までの要支援児童のショートステイを開始しています。

こどもショートステイ事業受付件数 (令和3年4月～令和4年3月)

種類	利用世帯数	利用世帯延べ数	利用児童数	利用児童延べ数	利用日数
施設型	26	119	42	181	456
在宅型	45	154	64	212	573
0歳児	5	14	5	14	54

（2）養育支援訪問事業

産後うつなどの疾病や、経済不安、家族の支援が得られないなどが原因で、こどもの養育が困難と判断された家庭に、専門の研修を受けた家事支援者を短期的支援として1年度あたり5回派遣しています。また、要支援児童家庭への見守りと養育支援、こどもの生活支援のため中期的支援として1年度あたり12回派遣しています。

養育支援訪問事業受付件数 (令和3年4月～令和4年3月)

	利用世帯数	利用回数
短期	13	58
中期	18	168
計	31	226

(3) 子育てスタート支援事業

若年、予期せぬ妊娠、精神的な疾患、援助者がいないなどの理由で、出産後の児童虐待のハイリスク家庭の妊婦及び母子を対象とし、区内の助産院で宿泊または通所により、産前産後の母の体調回復のための休養とともに育児指導等による子育て支援を行っています。

子育てスタート支援事業受付件数 (令和3年4月～令和4年3月)

	利用世帯数	利用日数
ショートステイ	5	24
デイケア	9	25

(4) 児童家庭支援士訪問事業

児童虐待の連鎖を予防する活動の一環として行っています。区独自の養成講座を修了し登録されたボランティアである支援士が、要支援児童等を対象に生活支援と自立支援指導を行いながら、地域の見守りを行っています。

児童家庭支援士訪問事業受付件数 (令和3年4月～令和4年3月)

利用児童数	利用回数
32	468

5 母子保健対策

本区では身近な場所で相談等が受けられるように区内4か所の保健相談所を設置しています。母子保健対策では、母性の保護及び乳幼児・児童の心身ともに健全な育成を図るために、妊娠届出受理、母子健康手帳の交付、両親学級、妊婦健康診査、新生児訪問指導、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、子育て相談等の健診や教室、相談事業を行っています。

(1) 妊娠届出・ゆりかご面接 (妊娠出産支援事業)

妊娠届出を受け、母子健康手帳、母と子の保健バッグ(妊婦健康診査受診票、出生通知票等)を交付しています。平成25年4月から特定妊婦の早期発見と支援のために妊娠届にアンケートを追加しています。

また、すべての妊婦を対象に、保健師などの専門職が出産や子育てに関するサービスの案内や相談を受ける「ゆりかご面接」を実施しています。

妊娠届出とゆりかご面接 (令和3年4月～令和4年3月)

所 別	妊娠届出件数	ゆりかご面接件数
城 東	953	909
深 川	1,410	1,214
深川南部	1,306	1,208
城東南部	621	578
計	4,290	3,909

(2) 訪問指導

- ① 妊婦訪問指導…母体及び胎児の健康管理の向上のため、20歳未満の妊婦及び40歳以上の初妊婦、多胎妊婦等を対象に、訪問指導・相談を行っています。
- ② 新生児・産婦訪問指導…新生児の健全な発育と産婦の子育てを支援するため、全ての新生児・産婦を対象に訪問指導・相談を行っています。

妊婦訪問指導と新生児・産婦訪問指導 (令和3年4月～令和4年3月)

区 分	総 数	保 健 師 (職員)				助 産 師 (委託)				
		城東	深川	深川南部	城東南部	城東	深川	深川南部	城東南部	
妊 婦	実人数	52	11	20	14	7	—	—	—	—
新生児	実人数	3,616	256	216	272	174	583	878	822	415
産 婦	実人数	3,675	283	238	263	193	585	878	822	413

(3) 発達相談

乳幼児の健康診査で経過観察が必要と判断した者を対象に、専門医による相談を実施するとともに、理学療法士による指導を行っています。

発達相談 (令和3年4月～令和4年3月)

所 別	回 数	受診者数	受診者内訳		初診者の 有所見者	理学療法士に よる指導
			初診者数	再診者数		
城 東	20	189	54	135	43	174
深 川	18	136	82	54	36	67
深川南部	18	118	50	68	29	81
城東南部	16	89	38	51	32	64
計	72	532	224	308	140	386

6 課題及び解決の方向性

(1) 課題

- ・近年の児童虐待ケースは内容が複雑・困難なものも少なくないため、児童相談体制の拡充は喫緊の課題となっています。
- ・現在、東京都では、区市町村の子ども家庭支援センターを児童相談の一義的窓口とし、都の児童相談所が専門性の高い困難事例を対応するなど、二つの機関が連携し、虐待をはじめとした児童相談対応を行っています。(児童相談所設置区を除く)
- ・しかし、二つの機関が混在することで、相談窓口が分かりづらかったり、児童相談所で対応することが適当なケースの相談が区にあったり、逆に区で対応することが適当なケースの相談が児童相談所にあることがあります。また、虐待重症度の変化に応じて対応機関が切替わることになります。
- ・これらの事象が起こった場合、その都度、都の児童相談所と区という異なる自治体間で案件の送致手続きを行う必要があります。これにより、対応までの時間的ロスや、認識の違いによる支援の一貫性に不備が生じる可能性があり、虐待重篤化のリスクが高くなる恐れがあります。
- ・また、児童虐待受理件数も年々増加し、令和3年度の全国児童相談所における件数は20万7,659件と過去最高を更新しています。本区においても同様に増加傾向が続いており、これにも対応する必要があります。

求められる
児童相談
体制強化

相談内容の
ミスマッチ

異なる
自治体間での
送致

時間的ロス

一貫性が
阻害される
懸念

(2) 解決の方向性（区が児童相談所を設置する理由）

- ・平成 28 年 6 月には児童福祉法が改正され、児童相談所の体制や専門性、権限の強化を図るとともに、複雑・困難なケースに対しきめ細かに対応するため児童相談所設置自治体が拡大され、特別区においても児童相談所を設置できることとなりました。
- ・区が児童相談所を設置する場合、虐待予防の取り組みから一時保護などの法的措置の権限までを区が持つことになり、全ての相談に区が主体となって対応することになります。そのため、迅速かつ機動性をもって対応できるとともに、一貫性をもった支援ができるようになります。
- ・更に、基礎自治体である区の強みを生かし、保育・保健・福祉・教育部門などの関連する部署と連携し、早期発見、早期対応、一時保護、家庭再統合、その後の支援まで、成長段階や対象家庭に応じたきめ細かで、充実した支援サービスを提供することが可能となります。

迅速性

機動性

一貫性

区関係部署
連携による
総合アプローチ

きめ細かで
充実した
支援

Ⅲ 基本方針

1 本区が目指す児童相談体制

(1) 目指す姿と取組

本区の児童相談行政の現状と課題から、以下のとおり目指す姿を設定し、その実現に向けて各取組を検討していきます。

目指す姿

こどもの最善の利益のため、様々な関係機関が強固に連携し、
地域全体でこどもを守り、子育て家庭が支えられる環境

取組 児童相談体制の役割分担と連携強化

虐待リスクに応じた重層的な支援体制の構築

- 虐待リスクに応じて、児童相談所と子ども家庭総合支援拠点のどちらが担うべきか、明確に分けることが困難なケースが少なくありません。
- そのため、児童相談所と子ども家庭総合支援拠点の両機関の職員が日常から情報共有を行い、必要に応じて協働で支援する体制を構築する必要があります。

子ども家庭支援センターの機能を最大限に生かした体制づくり

- 地域に根づいた8か所の子ども家庭支援センターを生かした支援体制を構築します。
- その際、これまで子ども家庭総合支援拠点として連携し虐待対応を行っている区養育支援課と南砂子ども家庭支援センターについて、より効率的・効果的な対応を図るため、両機関の業務範囲や役割分担の見直しを図ります。

組織間連携の更なる強化

- 組織間連携において生じる手続きや意思決定に至るまでの時間的ロスの削減、担当者間のコミュニケーション不足による認識のギャップの低減等を図るための方策を検討します。
- 区が担ってきた様々な関係機関と、児童相談所が持つ法的権限と専門性を活用し、虐待等の問題に対して、未然防止から調査、援助、保護、施設等への措置はもとより、家族再統合支援や特別養子縁組等のパーマネンシー保障、自立支援など、切れ目なく一貫性をもった包括的な相談支援を提供できる体制を構築します。
- 児童相談所では、発達に課題のあるこどもに対する支援・相談及び、療育手帳発行のための判定を行うため、障害児のための既存サービスとの一体的かつ効果的な執行体制を検討します。

- 就学相談・教育相談を一体的に行うことは、支援ニーズの早期把握と早期支援につながるため、こどもを取り巻く教育環境や家庭環境の改善に向け、効果的かつ効率的な支援体制を検討します。
- 区の関係機関のほか、警察、検察、医療等の専門機関や民間団体等、他機関との連携体制を構築していきます。

目指す姿

安心してこどもを産み、いつでも子育て支援を受けることができる環境

取組 切れ目のない一貫した支援体制の構築

児童福祉と母子保健の一体的支援

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供にあたり、保健相談所と子ども家庭支援センター間では、妊娠期から保健相談所の保健師がかかわる中で必要に応じて保健師が各センターにつなげる等の役割を担っています。
- 早期支援の更なる充実を図るため、児童福祉と母子保健の連携強化について、保健部門と検討します。

「こども家庭センター」の設置に向けた組織の再編

- 令和4年6月の児童福祉法改正により、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を一体化させた「こども家庭センター」の設置が区市町村に求められ、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに一体的な支援を提供する機関として位置づけられています。
- 令和6年4月の施行に向けて、現状の児童相談体制に追加される機能や役割などの課題整理を進め、効果的かつ効率的な支援体制を構築します。

目指す姿

安心して気軽に相談でき、どこに相談しても対応される環境

取組 あらゆる相談に迅速かつ適切に対応できる体制の構築

安心して相談できる環境の整備

- 児童相談所の整備をはじめ、既存の子ども家庭支援センターや保健相談所などについて、課題を抱える家庭だけでなく、幅広く区民にとって親しまれ、安心して相談できる身近な支援施設となるように工夫する必要があります。

通告窓口の一元化

- 現在、虐待等の通告窓口については、全国共通ダイヤル189、江東児童相談所、区の虐待ホットラインで受け付けているほか、子育て支援などの相談窓口は、子ども家庭支援センターや区養育支援課などで行っており、区民にとってわかりにくい状況にあります。
- 通告内容と通告を受けた部署のミスマッチなど課題もあるため、通告のあり方や関係機関に問い合わせのあった虐待相談についても、確実に情報を集約し適切な機関につなげるための仕組みづくりが必要です。

専門性の高い相談支援の実施

- 児童相談所に、心理、障害児など児童に関する専門性の高い機能をどこまで持たせるかについて、保健、障害、教育分野など全庁的な検討を行います。

目指す姿

子ども一人一人が尊重される社会

取組 子どもの権利擁護

子どもの権利保障

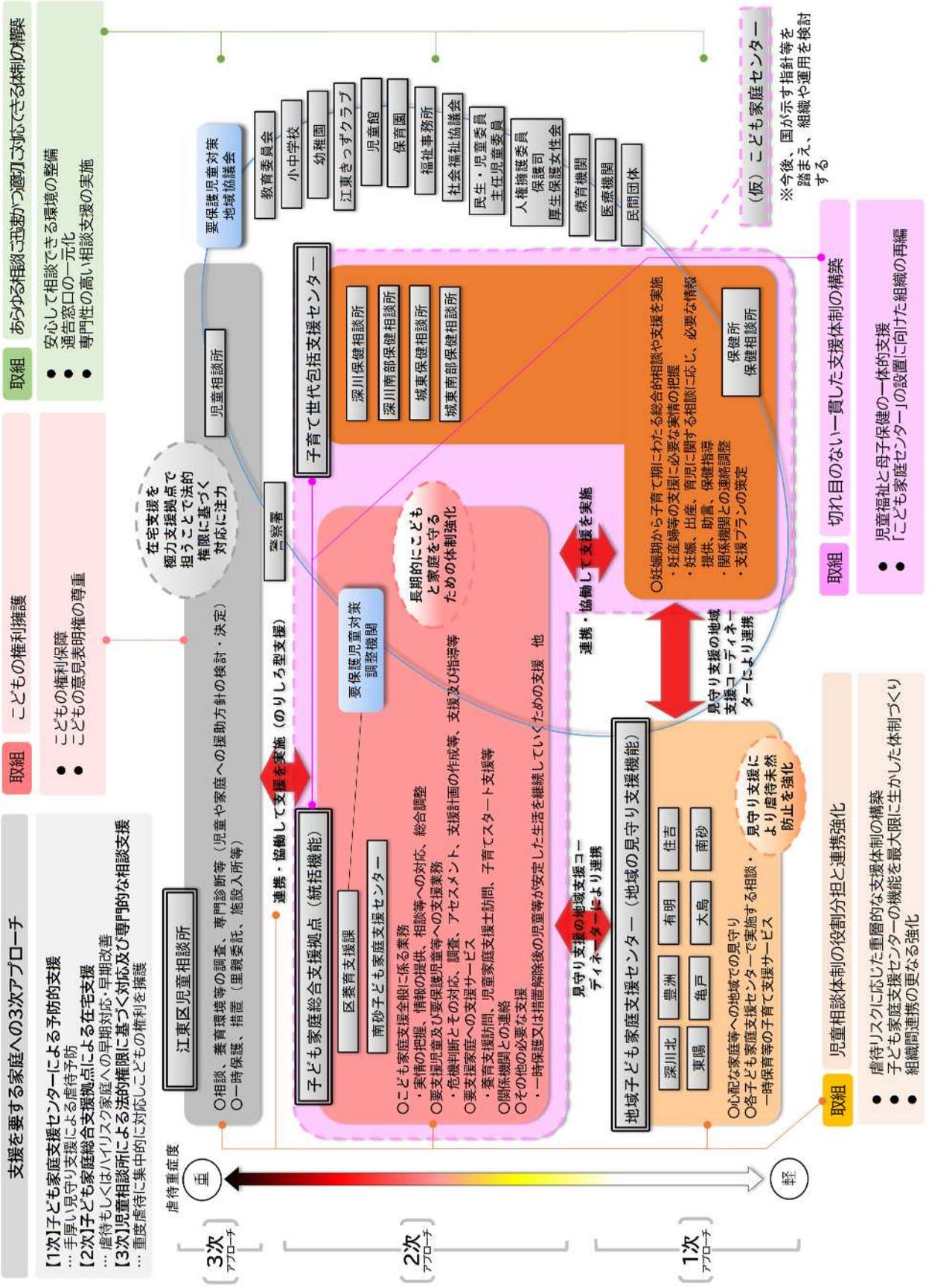
- 児童相談行政の遂行にあたっては、「児童の権利に関する条約」及び「児童福祉法」の精神に則り、子どもの権利を尊重し、子どもの最善の利益を優先します。
- 平成28年の法改正により、子どもの権利保障が明記され、支援において子どもが権利の主体であること、支援の過程等において子どもも参加することが示され、子どもを含めた意思決定のあり方について、理念と配慮に基づいた運営がなされる必要があります。

子どもの意見表明権の尊重

- 支援にあたり、子どもの意見を反映させることで、自己実現、自立に向けて自分の力を発揮できるような機会を創出していくことが必要です。

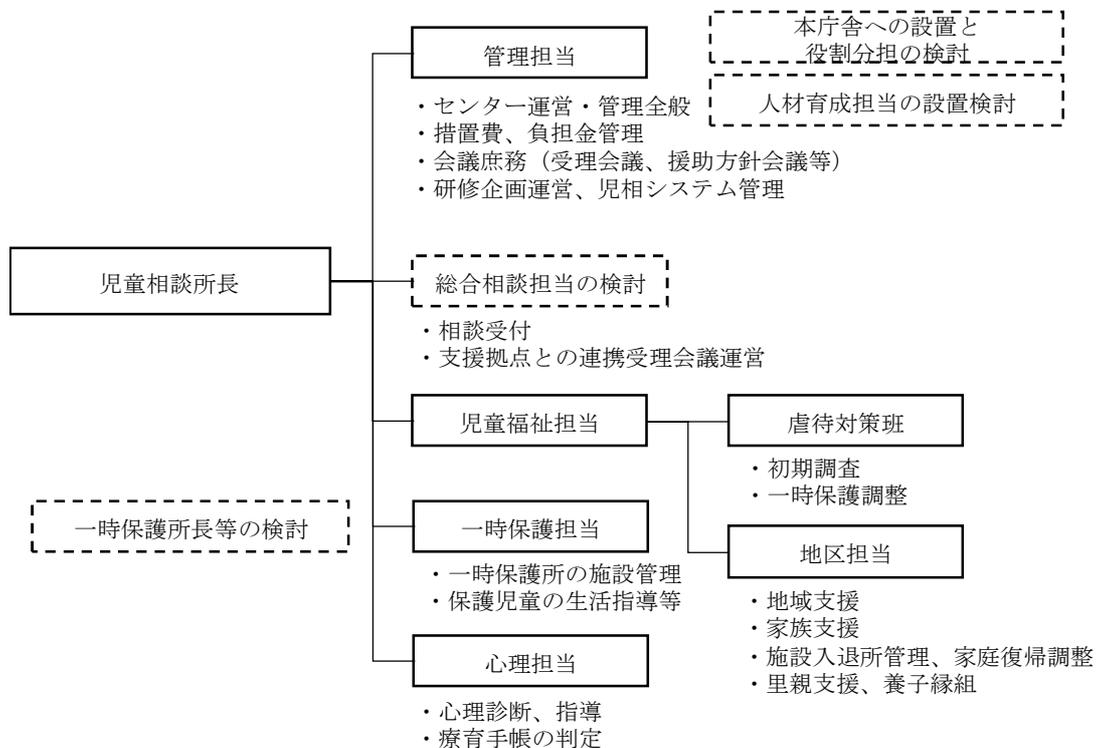
(2) 児童相談体制イメージ図

児童相談所設置後のイメージと今後検討する主な取組



2 児童相談所と一時保護所の組織と職員

(1) 想定される児童相談所の組織体制



- ・上記は一般的な児童相談所の組織体制を示しています。本区のこれまで実施してきた児童相談対応も考慮し、最適な組織体制を検討します。

(2) 想定される全体組織体制

- ・本庁と児童相談所の役割分担

児童相談所は、緊急かつより高度な専門的対応が求められることから、効率的にきめ細かな相談支援を集中的に実施するため、本庁に管理部門を設ける等、児童相談所をバックアップする体制を検討します。

- ・児童相談所と子ども家庭総合支援拠点

児童相談所と子ども家庭総合支援拠点のどちらが扱うべきケースなのかを明確に分けることが困難な場合は少なくありません。また、支援対象家庭の状況は常に変化していくため、担当機関のミスマッチや、どちらに属するのか協議をしている間に子どもの命が脅かされる危険性があります。

そのため、通告があった際の担当機関の振り分けや、その後の状況変化に伴う担当機関の変更について、今後、運営計画において具体的な方法や判断基準を検討してい

きます。更に、児童相談所と子ども家庭総合支援拠点の狭間にあるケース群を、双方の職員が一緒にケースワークする「のりしろ型支援」を行います。

(3) 職員数の算出

① 児童相談所と子ども家庭総合支援拠点

児童相談所に配置する職員数は、法令等で基準が定められています。これらに基づき、児童福祉司は32名（スーパーバイザー含む）、児童心理司は16名（スーパーバイザー含む）の配置を想定しています。また、令和元年の児童福祉法の改正により、医師、保健師、弁護士といった専門職の配置が必要となりました。

医師：診察、医学的検査等によるこどもの診断、医学的見地からの指示・指導、医学的治療等を行うため配置します。

保健師：医学的、保健的観点からのアセスメントとケア、保健相談所や医療機関等との情報交換や連絡調整、関係機関との連絡によるこどもや家族への支援等を行うため配置します。

弁護士：児童福祉法第28条第1項の家庭裁判所の承認を必要とするものや、今後施行される予定の一時保護開始時の司法審査、その他の法的な対応が必要となることがあります。そのため、常に、弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うために配置します。

子ども家庭総合支援拠点に配置する職員数は、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱で児童人口に応じた基準と、児童虐待相談対応件数に応じて虐待対応専門員を上乗せ配置することが定められています。これらに基づき、子ども家庭支援員及び虐待対応専門員は計30名、心理担当職員は4名の配置を想定しています。

なお、基準では、本区は「大規模型」となり、子ども家庭支援員5名、虐待対応専門員4名（虐待相談対応件数に応じた上乗せ配置規定あり）、心理担当職員2名と定められていますが、特に心理担当職員については、子ども家庭総合支援拠点での心理アセスメントやこども・保護者への心理的ケアなど、より有効な支援につながる方策と必要な体制について、引き続き検討していきます。

※今後法改正や虐待件数の推移等で配置数は変更する可能性があります。

② 一時保護所

職員数の算定にあたっては、次の点を踏まえて検討します。ただし、令和4年の児童福祉法改正（令和6年施行）において、各都道府県では一時保護所の要件等に関する基準を制定することとなっています。制定された基準等に基づき配置数を変更する可能性があります。

- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定を準用し、職員数を算定する。
- ・勤務体制を5交代（早番、日勤1、日勤2、遅番、夜勤）とする。
- ・定員構成は幼児、男子、女子とする。
- ・研修や会議の時間の確保、夏季休暇、祝日の振替等への対応を考慮した職員体制とする。
- ・夜勤明けに週休日を設定する等、勤務する職員にとって無理のない勤務体系とする。

江東児童相談所の実績値より定員を30名に設定します。児童指導員及び保育士を36名、看護師を1名配置します。このほか、個別対応が必要なこどもに学習指導や生活指導等を行う個別対応職員を確保します。

※今後法改正のほか、虐待件数の推移等で配置数は変更する可能性があります。

（4）職員の確保

児童相談所と子ども家庭総合支援拠点は、児童相談を支える両輪であり、双方の機関の職員を確保する必要があります。

① 新規採用

経験者採用も活用しながら計画的に採用を行っていきます。また、確保困難な職種に関しては任期付採用の活用も視野に入れて確保していきます。

② 既存職員の活用

現在、虐待対応を担っている養育支援課の虐待対策ワーカーのほか、他部署でも職員の適性や情熱を踏まえ活用していきます。

(5) 職員の育成

① 他自治体の児童相談所等への派遣研修

児童相談所業務は高い専門性が求められていることから、東京都や近隣自治体の児童相談所への派遣を引き続き実施します。また、社会的養護に関する知識習得のため児童相談所以外の児童養護施設等への派遣も検討していきます。

② 研修受講と自己啓発

新人からベテラン職員まで、研修に参加することは、新たなスキルの習得やこれまでのケースワークの見直し、最新の情報や他自治体職員との交流を通じた士気の向上など、様々な効果が見込めます。特別区職員研修所や東京都児童相談センターが実施する各種研修に計画的に参加していくほか、専門職がより専門的な技術を獲得できるよう専門研修の充実を図っていきます。

また、児童相談所などの勤務経験が浅い職員に対して、児童相談所OBなど経験豊富な職員がチューター制度などを活用しながら職員を育て、支える体制づくりを検討していきます。

庁内職員の意識醸成・啓発については、勉強会を実施し児童相談行政へ関心のある職員のすそ野を広げていきます。

加えて、職員の育成・研修計画を専門的に担う職の新設も検討していきます。

③ 配属先の構築

複合的な課題を抱えている子どもや家庭への対応では、福祉制度や地域の社会資源などを知っていることで、幅広い視点から支援を組み立てることができるようになります。

このような知識・経験を持つ職員を育成するためには、子ども家庭総合支援拠点での業務経験や児童相談所などでの派遣研修だけでなく、区が担う福祉分野や保育所、母子保健分野などでの経験が有効となります。

そのため、児童相談所と関連部署とのジョブローテーションや、他自治体との人事交流など、キャリアパスについて検討していきます。

3 一時保護所

児童福祉法第33条において、児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、または児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当なものに委託して、当該一時保護を行わせることができると規定されています。

(1) 一時保護所の設置

上記の必要性や、設置先行区の状況により、一時保護所の設置は必須であることから、児童相談所と同時に設置する方向で検討していきます。

(2) 一時保護所の設え、運営方針

共感的傾聴を基本とし、安心して過ごすことができる環境の整備、こどもの意見表明権の確保、プライバシーへの配慮など、こども一人一人の権利が尊重されるよう、施設の設えから運営方法まで検討してきます。

【居室空間】

- ・居室は個室を前提に検討します。ただし、兄弟姉妹での入所も考慮し複数名の居室も検討します。
- ・児童を受け入れる定員数、及び居室数は現在運営している東京都児童相談所や区児童相談所の状況も鑑みながら検討します。
- ・居室面積は児童福祉施設の整備及び運営に関する基準に準じ検討します。
- ・児童と保護者の関係性をより深くアセスメントし、家庭復帰の判断にも参考にできるよう、児童と保護者が一時的に生活できる居室の設置も検討します。

【運営】

- ・保護されたこどもが感じる怒り・悲しみ・絶望・無力感などに対応できるよう、こどもが安心して過ごせる配慮と個別的ケアが必要です。専門的なスキルを持つ職員の配置を含め、これらに対応する運営が求められます。
- ・性的マイノリティへの配慮も含めた男女の処遇や、一時保護理由による処遇など、こどもにとって最適な処遇を検討します。
- ・こどもが自身の考えを伝えることができ、その考えが検討・反映される運営方法も検討する必要があります。

なお、令和4年の児童福祉法改正（令和6年施行）において、新たな一時保護所の設備・運営基準が制定されることとなっていますので、示された際にはその基準等も満たすよう修正を行います。

（3）一時保護委託

一時保護委託には以下のようなものがあります。

- ・ 乳幼児（概ね2歳未満）
こどもの状況に応じて里親若しくは、乳児院、病院等へ一時保護を委託します。
- ・ 幼児以上（概ね2歳以上18歳未満）
こどもの行動上の問題や虐待の影響等への専門的なケアの必要性に応じて、里親、児童養護施設、病院、その他児童相談所長が適当とした者に一時保護を委託することができます。

今後、円滑な一時保護委託に向けて、これからの社会的養護において拡充が求められている里親をはじめ、施設等に協力を求めています。

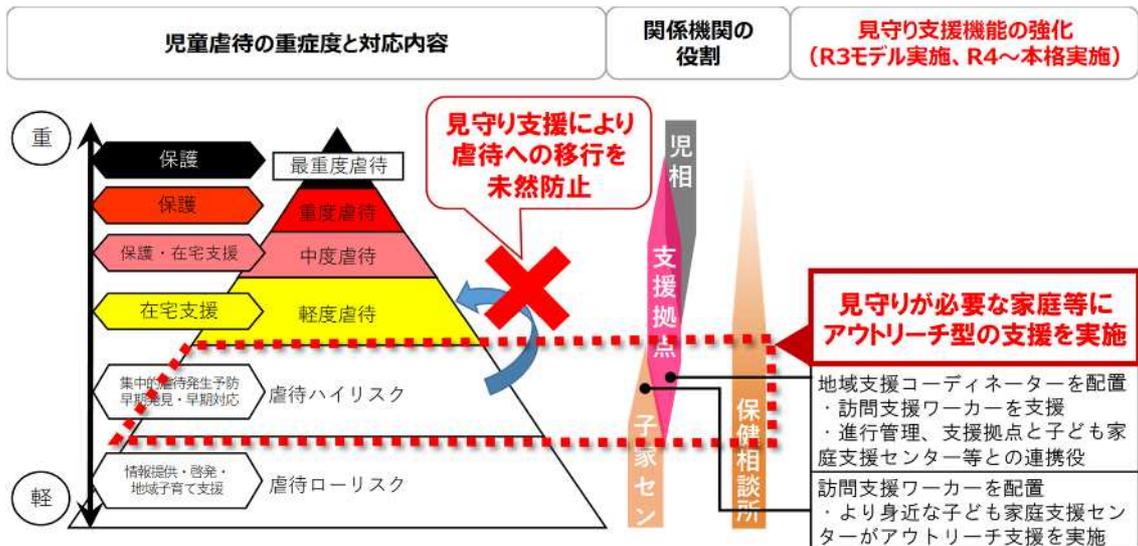
4 予防的支援の拡充

本区では、これまで、保健相談所における母子保健分野の活動において、産前産後の両親学級や保護者のグループ相談など、養育を助ける保護者同士のつながりを作る活動、保健師による家庭訪問や地区活動による支援活動など、すべての妊産婦・乳幼児を対象にしたポピュレーションアプローチを実施してきました。

また、子ども家庭支援センターでは、一時預かりや、気軽にできる子育て相談などの様々な子育て支援サービスによる保護者の「育児負担の軽減」や「孤立感の解消」に努め、こどもの虐待予防を図ってきました。

今般、支援が必要な家庭により早期に、かつ、きめ細かな対応を行うことが重要と考え、子ども家庭支援センターにおいて、虐待が起こる前にアウトリーチ支援を行う見守り支援機能の強化を令和3年度にモデル実施を、令和4年度から本格実施しました。この予防的支援の推進により、更なる虐待の未然防止を図ります。

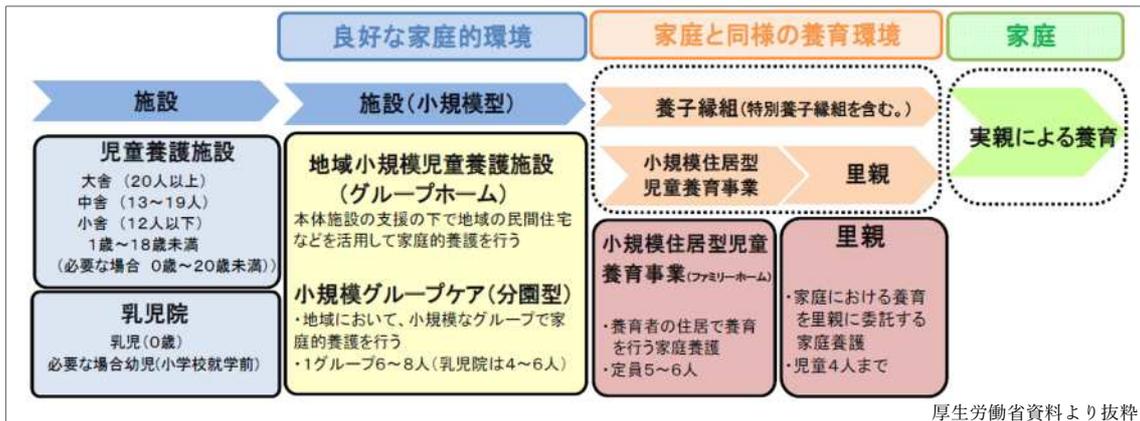
【予防的支援の推進による虐待未然防止】



5 社会的養護

(1) 社会的養護の基本方針

平成28年の改正児童福祉法により、家庭養育優先の原則が明示され、施設中心の養育からの転換が求められています。



また、改正法の主旨を具現化するために平成29年に策定された「新しい社会的養育ビジョン」において、これからの社会的養護は、単に虐待等のない良好な生活基盤だけでなく、傷つきからの回復を促進する生活基盤となることを重視し、より家庭に近い環境での養育の推進が必要としており、里親等を中心とした家庭と同様の養育環境が求められています。

① 里親制度の推進

本区においても家庭養育優先の原則に従い、里親登録世帯を増やしていかなければなりません。そのためには、里親制度の認知度の向上や、効果的なリクルート活動、充実した研修制度、里親委託中の里親へのサポート等、包括的な取組が不可欠です。

【普及啓発】

従来から実施している養育家庭(里親)体験発表会や、虐待予防月間、江東こどもまつり、江東区民まつり等での周知活動、東京都で実施する出張して制度等を説明する出前講座の積極的なPRなど、講演会等の開催を通じて里親制度の普及啓発に努めていきます。

【既存の社会資源の活用】

既存事業として実施するこどもショートステイ事業の協力家庭員は、本区独自の研修を受け面談等を経て登録されており、社会的養護に対する考えや養育スキルなどが優れた方々が多くいます。これらの協力家庭員は、将来の里親の担い手ともなりうる可能性があることから、協力家庭員の拡充にも努めていきます。

更に、本区独自の取り組みである日常生活支援及び見守りを行うボランティアの児童家庭支援士を活用し里親支援を行っていきます。

【民間団体等の活用】

民間活力を導入し、民間団体等への委託が可能な業務（フォスタリング業務等）については、民間活力を積極的に活用することによる効果的・効率的な運営を検討するとともに、区が情報管理や指導、委託後のサポートができる体制を検討します。

フォスタリング業務

里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親家庭のマッチング、こどもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、こどもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援や取り組み

② 施設のあり方

家庭養育優先の原則から里親等を中心とした、家庭と同様の養育環境が求められていますが、里親を急激に増やすのは困難です。

また、「新しい社会的養育ビジョン」では、里親への転換が必要であると示されている一方、高度なケアが必要な児童の受け入れ先や治療先としての施設のあり方や、平成30年に国が通達した「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ分散化の進め方」についても「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」としての施設のあり方が述べられています。このような専門的な拠点は、今後更なる需要が見込まれているショートステイや、里親業務の全般を担うフォスタリング機関の担い手としても有力な候補であるとされています。

現在、江東区内にはもともと乳児院や児童養護施設といった施設は無く、東京都の東部でみても西部と比べ少ないのが現状です。

今後、このような現状を踏まえ、施設の必要性についても議論が必要です。

【施設の状況】

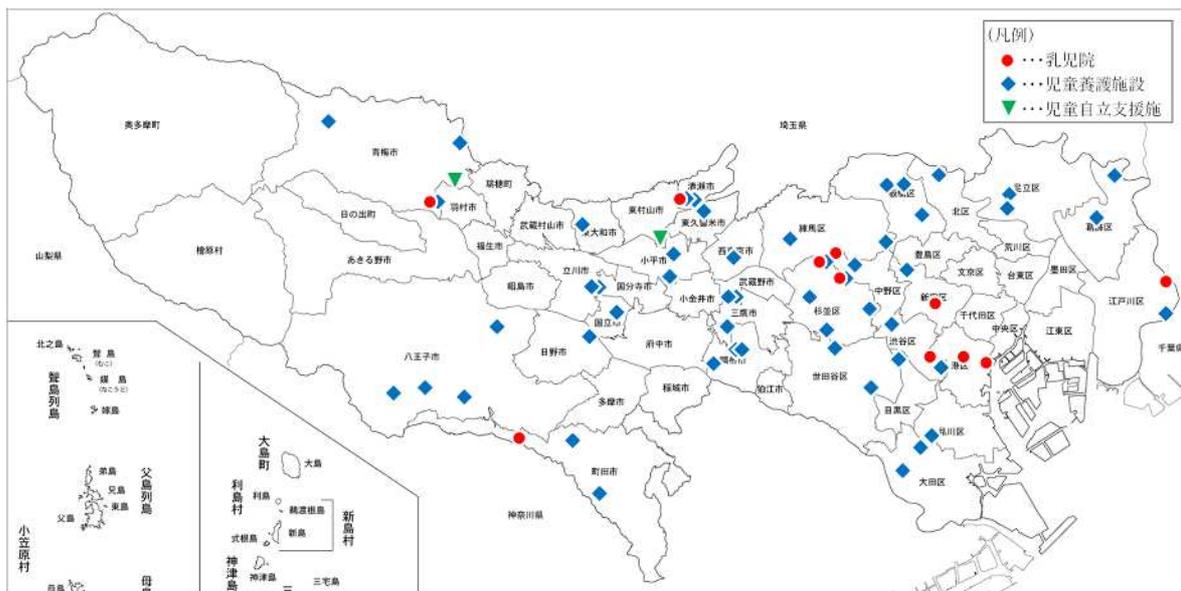
● 乳児院・・・ 11 箇所

◆ 児童養護施設・・・ 53 箇所

(その他千葉県3箇所・神奈川県1箇所こ都立児童養護施設)

▼ 児童自立支援施設・・・ 2 箇所

※令和3年5月1日現在 東京都HP 掲載情報により事務局が作成



③ 家族再統合に向けた支援

介入により親子分離したこどもの親子関係の修復は、多様で複雑な課題を抱えています。保護者が虐待を否認し児童相談所と対立関係にある場合も多く、支援に困難な側面を持っています。

親子の支援にあたっては、安定した環境における親子の関係性が重要であることから、PCIT（親子相互交流療法）、ペアレントトレーニングなどの保護者支援プログラムについて、外部の専門機関のノウハウを活用するとともに、積極的な先進的取り組みの情報収集、調査・検討、研修を行うことで、より有効な保護者支援プログラムを提供し、その利用支援に努めていきます。

また、児童相談所と施設等の関係機関が共通の理解と評価を基に保護者と子どもを支援できるよう、入所施設のソーシャルワーカーと協働する体制を整備していきます。

④ 特別養子縁組の活用

実家庭で養育ができないこどもや、家庭復帰に努力をしても実家庭に戻ることが困難な代替養育を受けているこどもの場合、平成28年の改正児童福祉法で示された家庭養育優先の原則に基づき、パーマネンシー保障としての特別養子縁組を有力、有効な選択肢として考えるべきであることから、ソーシャルワークにおいて、その活用を十分考慮していきます。

(2) 児童の自立支援

現代社会の自立的生活に必要な社会的基盤は、安定的な居住環境や、生活を維持できる水準の所得、適切な労働条件下での就労などが挙げられますが、社会的養護を経験した若者は、これらの社会的基盤が十分でないことが多いと言われています。こうした若者の自立をサポートするため、年齢で区切ることなく、区の様々な支援事業の活用も含め、広く継続的な支援を検討していきます。

6 児童相談所設置市事務

児童福祉法第 59 条の 4 第 1 項及び同法施行令第 45 条の 3 により、児童相談所設置市が行うべき事務が定められています。現在都によって処理されているこれらの事務が本区に引き継がれることとなります。

なお、このことは、児童相談所設置市として指定を受けるにあたり必要となる手続きが示されている厚生労働省発出の『平成 20 年 8 月 29 日雇児総発第 0829001 号「児童相談所を設置する市について」』において通知されています。

今後、本区における、児童相談所設置市事務の進め方などについても検討していきます。

厚生労働省通知（雇児総発第 0829001 号 平成 20 年 8 月 29 日）

「児童相談所を設置する市について」の「1 児童相談所設置市の考え方」より

児童相談所は、児童福祉行政の中核として、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等を的確に捉えるとともに、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行う行政機関として設置されるものである。

こうしたことから、児童相談所設置市においては、児童相談所における相談業務のみならず、援助活動を実施するための児童福祉施設の設置の認可、里親の認定、要保護児童の保護措置及び児童福祉法の適用がある少年について強制措置を必要とする時の家庭裁判所送致等の実施等を一貫して行うことが必要であり、児童相談所設置市の事務の範囲は指定都市が行うこととしている事務と同様のものである。

児童相談所設置市となるためには、こうした事務を遂行するための人的体制等の整備が必要である。

児童相談所設置市事務			
項	事務	内容	根拠
1	児童福祉審議会に関する事務	児童、妊産婦、知的障害者の福祉に関する事項、母子保健に関する事項を調査審議し、意見を述べる。また知事の諮問に応え、関係機関に意見を具申する。	法第8条、法第9条
2	里親に関する事務	里親希望者に対して、里親として適当であるか調査し、適当であるものを里親として認定する。	法第6条の4、法第11条など
3	児童委員に関する事務	児童委員の指揮監督及び研修を行う。	法第17条、第18条の2

4	指定療育機関に関する事務	結核罹患児童の医療に係る療育の給付、給付事務を委託する病院（指定療育機関）の指定を行う。	法第20条など
5	小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務	小児慢性特定疾病にかかっている児童の保護者への医療費の支給、医療機関の指定等を行う。	法第19条の2など
6	障害児入所給付費の支給等に関する事務	障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費並びに障害児施設医療費の支給を行う。	法第24条の2など
7	児童自立生活援助事業に関する事務	児童自立生活援助事業の届出に関する事 こと、児童自立生活援助事業に係る検査等、制限又は停止を行う。	法第34条の4～法第34条の6
8	児童福祉施設に関する事務	児童福祉施設の設置認可等を行う。	法第35条、第58条など
9	認可外保育施設に関する事務	認可外保育施設への指導監督等を行う。	法第59条、第59条の2
10	小規模住居型養育事業に関する事務	小規模住居型養育事業の届出、検査、制限又は停止を行う。	法第34条の4～第34条の6
11	障害児通所支援事業に関する事務	障害児通所支援事業等の届出、検査、制限又は停止を行う。	法第34条の3、第34条の5など
12	一時預かり事業に関する事務	一時預かり事業の届出、検査、制限又は停止を行う。	法第34条の12、第34条の14
13	障害福祉サービス等情報公開に関する事務	障害児入所施設等、指定障害児通所支援及び指定障害児相談支援事業者の情報公開を行う。	法第33条の18、障害者総合支援法第76条の3
14	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関する事務	民間あっせん機関の許可等、規定事由の事象が発生した際の民間あっせん機関からの報告、民間あっせん機関への指導及び助言等を行う。	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第6条、同法第32条、同法第38条～第40条など

国の通知等により児童相談所が処理する事務		
項	事務	内容
15	特別児童扶養手当に係る判定業務	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する障害児、及び重度障害児についての知的障害の認定診断書の作成については、児童相談所も行うことができる。
16	療育手帳に係る判定業務	療育手帳制度の申請を受けた福祉事務所は、児童相談所又は知的障害者更生相談所を経由して都道府県知事等に進達する。児童相談所又は知的障害者更生相談所は、交付対象者について判定を行い、判定結果を記入の上、都道府県知事等に進達する。

用語解説

あ行

○ アウトリーチ支援

対象者の把握だけに留まらず、積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかける支援のこと。

○ アセスメント

対象者の課題解決に必要な情報を集め、状況の把握と分析を行い、必要な支援を考えること。

○ 一時保護委託

児童福祉法第33条に基づき、児童相談所長は児童の一時保護を行うことができるが、一人一人のこどもの状況に応じ、適切な援助を確保するため、児童福祉施設等に一時保護を委託すること。

○ 一時保護所

児童福祉法第33条に基づき一時保護した児童を一時的に預かる施設。

か行

○ 家庭養育優先の原則

平成28年の改正児童福祉法第3条の2に規定された、こどもの養育環境に関する考え方。国及び地方公共団体は「①家庭での養育」がされるよう支援しなければならない。ただし、①が困難であり又は適当でない場合は「②家庭における養育環境と同様の養育環境での養育」がされるよう、また、①②が適当でない場合は「③できる限り良好な家庭的環境での養育」がされるよう、必要な措置を講じるよう法で規定された。

○ キャリアパス

資格の有無や熟練の度合い、職務遂行能力、勤続年数などにより、どの程度の職位やポストにつけるのか、という基準や要件を示した人事制度。

○ ケースワーク

困難な課題、問題をもった個人や家族が主体的に生活できるように支援、援助すること。ソーシャルワークの中核に位置付けられる社会福祉援助技術体系の一つ。

○ 子育て世代包括支援センター

主として妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象とし、実情を把握し、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランを作成するなどして、妊娠期から子育て期に渡り、母子保健施策と子育て施策を切れ目なく提供することを目的とした機関。母子保健法に規定されている（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」）。

○ こどもの意見表明権

児童の権利に関する条約第12条において規定されている権利で、こどもが自分自身に関する全てのことについて、自由に自己の意見を表明することのできる権利のこと。

さ行

○ 里親

児童福祉法第6条の4に基づき、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不当であると認められる児童を養育することを希望する者で、都道府県知事が適当であると認める者。

○ 児童養護施設

保護者のない児童や虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させる児童福祉施設。要保護児童の養護、退所した者に対する相談や自立のための援助を行う施設。

○ ジョブローテーション

業務経験・能力開発等を目的に、人事計画に基づいて行う人事異動のこと。

○ スーパーバイザー

児童福祉司や児童心理司等の職務遂行能力の向上を目的として、指導及び教育にあたる者。

○ 性的マイノリティ

生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない人、性的指向が、同性や両性に向いている人など、社会的には少数派となる人たちのこと。

○ ソーシャルワーク（ソーシャルワーカー）

生活していく上での問題を、社会資源を用いて解決したり緩和したりすることで質の高い生活を支援する社会福祉援助技術のひとつ。または、それを行う者。

た行

○ チューター制度

経験豊富な職員等が指導者となり、主に1対1の関係で相手を教育し導いていくこと。

○ 特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。

○ 特別養子縁組

こどもの福祉の増進を図るために、養子となるこどもの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度。

な行

○ 乳児院

乳児を入所させて養育し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う児童福祉施設。

は行

○ パーマネンシー保障

家庭養育優先の理念のもと、実親による養育が困難であれば養子縁組を提供するなどして、こどもに永続的な人間関係や生活の場を保障すること。

○ ポピュレーションアプローチ

リスクの有無や大きさに関わらず、集団に対して働きかけるアプローチのことで、対象を限定しないことで集団全体の潜在的なリスクの予防・軽減を目的としたもの。

や行

○ 要保護児童対策地域協議会

児童福祉法第25条の2に基づき、要保護児童等の適切な保護を図るために関係機関等で構成され、地方公共団体に設置される協議会。必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。

【参考資料】

江東区児童相談所移管推進会議 委員一覧

(令和5年4月時点)

会 長	副区長	大塚 善彦	
副会長	副区長	押田 文子	
委 員	政策経営部長	長尾 潔	
	総務部長	綾部 吉行	
	地域振興部長	堀田 誠	
	福祉部長	武越 信昭	
	障害福祉部長	岩井 健	
	生活支援部長	市川 聡	
	健康部長	北村 淳子	
	健康部次長	青柳 幸恵	R5.3.31まで
		千泥 功夫	R5.4.1から
	こども未来部長	油井 教子	
教育委員会事務局次長	杉村 勝利		
庶 務	こども未来部養育支援課		

江東区児童相談所移管推進会議 専門部会 部会員一覧

(令和5年4月時点)

会 長	こども未来部長	油井 教子	
部会員	企画課長	大塚 尚史	
	計画推進担当課長	高須 英輔	
	財政課長	保谷 俊幸	
	総務課長	岩瀬 亮太	
	職員課長	藤田 和哉	
	男女共同参画推進センター所長	川辺 雅嗣	
	青少年課長	菅原 広盛	R5.3.31まで
		篠 碕 修	R5.4.1から
	福祉課長	山崎 岳	
	障害者施策課長	大江 英樹	R5.3.31まで
		小林 愛	R5.4.1から
	障害者支援課長	佐久間 俊育	
	保護第一課長	市村 克典	R5.3.31まで
		千泥 香	R5.4.1から
	保健予防課長	吉川 秀夫	
	こども家庭支援課長	鳥谷部 森夫	
養育支援課長	小越 誠		

部会員	保育計画課長	西野 こそえ	R5.3.31まで
		渡邊 明雄	R5.4.1から
	保育課長	鳥井 将弘	
	児童相談所開設準備担当課長	加納 正裕	R5.4.1から
	指導室長	飯塚 雅之	
	教育支援課長	守屋 光輝	R5.3.31まで
		木内 苗津子	R5.4.1から
地域教育課長	笠間 衛		
庶務	こども未来部養育支援課		

有識者検討会議 委員一覧

(令和5年4月時点)

委員長	明治学院大学名誉教授 社会学部社会福祉学科	松原 康雄
副委員長	医師、認定 NPO 法人チャイルドファーストジャパン 理事長	山田 不二子
委員	明星大学 教育学部 教育学科特任教授	坂井 隆之
	日本大学大学院 危機管理学研究科教授 日本大学 危機管理学部教授	鈴木 秀洋
	二葉乳児院 院長	都留 和光
	武蔵野大学 看護学部 学部長 教授	中板 育美
	荒木・西畑・三崎法律事務所、 東京都児童相談所非常勤弁護士	三崎 高治
庶務	こども未来部養育支援課	

※敬称略、委員は五十音順